

第 1 次木津川市総合計画 後期基本計画 (抜粋)

まちづくりの基本方針

- ① 個性を活かした魅力ある地域文化の創造
- ② 地域力を活かした産業・事業の創造
- ③ 誰もが安心して暮らせる福祉都市の創造
- ④ 豊かな心を育む教育・文化の創造
- ⑤ 地域を強め地域を支えるネットワークの創造
- ⑥ 環境と調和した維持可能なまちの創造
- ⑦ まちづくりへの参画と協働の創造

基本方針 7 まちづくりへの参画と協働の創造

- (1) すべての市民が等しく社会参加できるまちづくりの推進

施策 3 4 一人ひとりを尊重するまちづくり

《施策の基本方針》

差別と偏見のない個人の尊厳と人権が尊重される明るい社会を築いていくためには、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、人権の尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践していくことが大切です。そのためには、家庭や学校、地域や職場等、あらゆる場を通じて人権教育・啓発の推進に取り組む等、その実現に向けた取組みを推進します。

また、女性の自立支援や社会参加の促進、働く女性の福祉の増進を図るとともに、あらゆる場において男女が対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現をめざした取組みや、すべての住民が安心・安全に暮らせるようユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを進めます。

《施策の実現に向けた主な取組み①》

- ◇人権尊重の理念の定着と人権感覚の豊かな社会を実現するため、人権教育・啓発推進計画に基づき、あらゆる場や機会を通して人権意識の高揚を図るとともに、同和問題、女性・子ども・高齢者・障害者・外国人等に関する様々な人権問題に配慮した施策を推進します。

◇人権に関する様々な相談や情報発信の拠点として、人権センター機能の充実を図ります。

◇男女共同参画計画（新・キラリさわやかプラン）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進します。

◇配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス）等、女性に関する様々な相談、就業支援、働く女性の福祉の増進や男女共同参画に関する情報発信の拠点として、女性センター機能の充実を図ります。

◆◇主な事業等◇◆

- ・人権センター事業
- ・人権教育・啓発推進計画の推進
- ・女性センター事業
- ・男女共同参画計画（新・キラリさわやかプラン）の推進
- ・ユニバーサルデザインの推進

【成果指標】

指標項目	現状値 (H25年)	目標値 (H30年度末)
「人権の尊重、男女共同参画の促進」に対する満足度	20.3%	25.3%
審議会における女性委員の割合	26.0% (H24)	35%

(1) すべての市民が等しく社会参加できるまちづくりの推進

◇家庭、学校、地域や職場等あらゆる場を通じて、人権教育や啓発、男女共同参画社会の実現をめざす取組みを進めます。

◇多様・多彩な市民の豊かな経験や、英知をまちづくりに活かすための仕組みづくりや人材育成を図ります。